

### 第Ⅲ部 風水害対策

#### 第1節 日常の風水害対策

台風などの風水害は災害の発生時期をある程度予測することが可能です。日常からさまざまな対策や準備をしておくことで被害や不安を減らすことができます。

風水害が予想される場合に備え、次のような項目についてチェックしておくといでしょう。

1 学校施設等の安全対策等	チェック欄
屋上・ベランダのルーフトレン、雨といに堆積物、ゴミ等はないか。排水状態は良いか。	
排水溝や雨水桝に落ち葉、ゴミは、溜まっていないか。	
マンホールのふたに、ずれやがたつきはないか。	
アンテナ・物置等は、しっかり固定されているか。	
外壁に破損、漏水はないか。	
ガラス戸のパッキン劣化、ひび割れ等がないか。	
架空引込線と植物との接触がなく、離隔距離が保たれ、たるみ、損傷等がないか。	
常設消火器、階段、出入口、非常口等を定期的に点検しているか。	
学区内の急傾斜地等、登下校における危険箇所を把握しているか。	
がけ崩れ、河川の氾濫などのため、自校が危険な状況になった場合に避難する広域避難場所を確認してあるか。	
教職員が防災無線の扱い方について熟知しているか。	
災害時の教職員の役割や行動が明確になっているか。	
勤務時間外における非常招集の方法を定め、それが教職員に周知されているか。	
<b>2 児童生徒への事前指導</b>	
児童生徒の避難方法についてあらかじめ指導がなされているか。	
災害時の措置や注意事項についてあらかじめ指導がなされているか。	
<b>3 保護者等への周知事項</b>	
保護者への連絡網が確認されているか。	
保護者との連絡方法が常に確認されているか。	
保護者及びセーフティウォッチャー、放課後子ども教室コーディネーターに対して、年度はじめなど事前に「暴風警報」等発表時における児童生徒の措置の内容が周知されているか。（風水害が予想される前日にも周知徹底する）	

## 第Ⅲ部 風水害対策

### 第2節 風水害時の初期対応

千葉市内に「警報」が発表された場合、各学校においては、児童生徒の安全と保護者の安心を第一に考えた防災対策を講じ、児童生徒の指導及び保護者への周知について十分な配慮を行う必要があります。

#### 《みに・情報》

##### ★警報について

気象庁は、気象業務法第13条に基づき大雨や強風などの気象現象によって、重大な災害が起こるおそれのあるときに「警報」を発表して、警戒を呼びかけます。

##### ＜千葉市（千葉県北西部千葉中央）における警報等発表基準 概略＞

①大雨警報（浸水害）	雨量基準	1時間雨量 50mm
・記録的短時間大雨情報		1時間雨量100mm
②洪水警報	雨量基準	1時間雨量 50mm
③暴風警報	平均風速	陸上20m/s・海上25m/s
④暴風雪警報	平均風速	陸上20m/s 雪を伴う・海上25m/s 雪を伴う
⑤大雪警報	降雪の深さ	24時間降雪の深さ20cm
⑥波浪警報	有義波高	3.0m
⑦高潮警報	潮位	3.8m

※詳しくは気象庁ホームページ「警報・注意報の種類」を参照。

([http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/warning\\_kind.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/warning_kind.html))

#### 1 勤務時間内の風水害への初期対応

- (1) 災害対策本部教育部長、区本部及び関係機関から災害に関する情報・連絡（教職員配備、避難所開設等）を受けた場合は、校長は、あらかじめ定めるところにより速やかに教職員に伝達する。
- (2) ラジオ、テレビ、インターネット等により随時地域の被害状況等災害情報の収集に努める。気象情報については千葉市のホームページ（トップページ 防犯防災消防情報→気象情報 注意報・警報）からも得ることができる。
- (3) 児童生徒、保護者等への伝達にあたっては、混乱を防止するよう配慮する。
- (4) 状況に応じ児童生徒に対し、適切な緊急避難の指示及び誘導を行う。
- (5) 児童生徒の在校の有無にかかわらず、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会担当課に報告する。
- (6) 各学校の計画に沿い、学校防災対策本部の設置準備をする。災害の状況によっては、避難所開設に向けて準備する。

#### 2 勤務時間外の風水害への初期対応

- (1) 勤務時間外に災害が発生し、市・区本部が当該学校に避難場所を開設することを決定した場合には、校長及び教頭は学校に参集する。
- (2) 避難者の状況に応じて必要な教職員を召集し、区本部と連携し避難所対応等、災害応急対策に協力するとともに、学校施設の管理及び避難所運営協力のための体制を確立する。
- (3) 参集した教職員の職、氏名を確認し、区本部及び教育委員会に報告する。
- (4) 被災した地域等からの避難者があった場合は、区本部に人数、状況等を速やかに報告する。また、避難所が開設された場合は、区本部と連携し、運営に協力する。

### 第Ⅲ部 風水害対策

#### 《みに・情報》

##### ★特別警報について

東日本大震災での津波や平成23年台風12号による集中豪雨では甚大な被害が発生しました。これらの災害では、気象庁が「警報」をはじめとする防災情報により重大な災害への警戒を呼び掛けたものの、危険性が住民や自治体に伝わらず、迅速な避難に結びつかない例がありました。

これを受け、気象庁では、大規模な災害の発生が迫っていることを伝えるため「特別警報」を創設し、平成25年8月からその運用を開始しています。

##### ○気象等に関する「特別警報」の種類と発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※気象等に関する「特別警報」の発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想にもとづいて判断しています。詳しくは気象庁ホームページ「警報・注意報の種類」を参照。

([http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/warning\\_kind.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/warning_kind.html))

#### 《みに・情報》

##### ★台風の強さと階級について

階 級	最大風速（毎秒）
強 い	33m/s以上～44m/s未満
非常に強い	44m/s以上～54m/s未満
猛 烈 な	54m/s以上

##### ★強風の影響について

平均風速(毎秒)	影 響
10m/s～15m/s	風に向かって歩きにくい。看板やトタン板が飛ぶ。
15m/s～20m/s	歩くことができない。高速道路での運転は困難。
20m/s～25m/s	しっかり身体を確保しないと転倒する。車の運転は危険。
25m/s～30m/s	立ってられない。樹木が倒れ、ブロック塀が壊れる。
30m/s～	屋根が飛ばされる。木造住宅の全壊がはじまる。

【参考】台風情報については、最新の情報を得る必要があります。

銚子地方気象台ホームページ (<http://www.jma-net.go.jp/choshi/>) トップページのメニューから「防災気象情報」を選択し、さらにその中の「台風情報」を選択すると、気象庁のホームページ「台風情報」(<http://www.jma.go.jp/jp/typh/>) にジャンプします。

なお、表に示した風速は、10分間の平均風速です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍から3倍以上になることがあります

## 第Ⅲ部 風水害対策

### 第3節 風水害時の児童生徒の措置

#### 1 登校前の暴風警報等発表時の措置

- 午前7時の時点で、千葉市内（千葉県全域または、千葉市）に「暴風警報」・「暴風雪警報」・「大雨特別警報」・「暴風特別警報」・「暴風雪特別警報」・「大雪特別警報」や「避難指示」（以下「暴風警報等」）が継続中の場合は臨時休業とする。
    - ・当日の給食は、この段階で全市一斉に中止とする。
    - ・市立特別支援学校及び稲毛高等学校附属中学校は、その判断時刻は午前6時とする。
    - ・市立高等学校は、その判断時刻は午前6時と午前10時とする。
    - ・午前7時以前に登校をしなければならない部活動などの朝練習が計画されている場合については、各学校で前日の下校までに天気予報等の情報を的確に把握し、中止等の判断・連絡をする。
    - ・遠足・修学旅行・体験学習等、原則として延期・中止とするが、目的地には暴風警報が発表されておらず、気象情報や関係機関の情報から、出発を遅らせる措置などを講ずれば安全が確保される場合には、校長の判断により実施することができる。
    - ・この基準による臨時休業については、教育委員会への報告を要しない。
  - 午前7時の時点で「暴風警報」・「暴風雪警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」等が発表されている場合は、原則として平常どおりであるが、各学校や地域の状況に応じて、校長が適切に措置する。
    - ・この基準での臨時休業や登校時刻の変更等は、所定の方法により教育委員会に報告する。
- ※市内一部地域にのみ「避難指示」が継続中の場合は、当該地域に所在する学校は臨時休業とし、非常変災等による臨時休業と同じ扱いとする。

- 午前7時（「高校」「特別支援学校」は午前6時）までに「暴風警報等」が解除された場合は、原則として通常日課となるが、児童生徒の登校にあたっては、気象状況等を十分考慮し、安全を最優先に判断するよう保護者に協力を依頼しておく。

#### 2 登校後の「暴風警報等」発表時の措置

- 登校後に「暴風警報等」が発表された場合、
  - ・小学校では保護者への引き渡しを原則とする。
  - ・中学校では通学路の安全を確認したうえで、集団下校も可とする。
  - ・市立特別支援学校及び市立高等学校（稲毛高等学校附属中学校を含む）においては、暴風の状況に関する情報を常に収集し、最寄りの駅やバス会社との連絡を密にするとともに同じ交通機関を利用する近隣の学校の状況等を把握して、総合的に判断する。
  - ・登校後の「暴風警報」発表があらかじめ予想される場合は、前日までに、引き渡し開始予定時刻や、保護者等が迎えに来校するまで児童生徒を学校に保護することについて、または、生徒を集団下校させることをあらかじめ保護者に周知しておく。なお、登校後の午後に「暴風警報」発表が予想される場合は、下校時刻を繰り上げて対応することも考えられるが、この場合も、下校前に発表された場合は保護者へ引き渡すことを含めて、あらかじめ前日までに保護者に周知しておく。
  - ・当日、引き渡しの実施について、連絡網や携帯連絡メール、ホームページ等複数の手段により保護者に連絡する。
  - ・登校後に「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」等が発表された場合、各学校や地域の状況、気象情報等を考慮した上で校長が適切に措置する。
  - ・セーフティウォッチャーや子どもルーム、学区内の保育所、幼稚園にも措置の状況を事前に伝える。

＜臨時休業措置等の報告について＞

1 早急に報告を必要とする場合

台風・大雪・大雨等により、児童生徒の登下校に支障や危険が予想されるとき

2 報告事項

登校時刻の変更・下校時刻の変更・臨時休業措置

3 報告の方法

(1)各市立学校は、措置の状況等について学事課に報告する。

・方 法→CHAINS全庁フォルダ学事課内の所定の入力フォームに必要事項を入力する。

・入力事項→報告者、報告日時、当日の休業の有無、当日の登下校時刻の変更、変更後の登下校時刻、翌日の休業予定、翌日の登校時刻の変更、変更後の登校時刻

・報告時間→午前9：00～9：30 ・ 午後2：00～2：30

(2)学事課は各市立学校の措置の状況について取りまとめる。

4 その他

①臨時休業をした場合、当該校長は、市小学校及び中学校管理規則第20条、特別支援学校管理規則第5条、高等学校管理規則第23条の規定により「臨時休業報告書」を学事課に提出する。(第V部参照)

3 児童生徒の保護・引き渡し

(1)状況に応じて、保護者への引き渡しを含む、児童・生徒の個に応じた下校方法、翌日以降の休校等、適切に措置する。この場合、高等学校は学事課に、また、小・中・特別支援学校は、校長会地域別部会長に報告する。

(2)災害の状況により、児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、極力保護者への連絡に努める。この場合、高等学校は学事課に、また、小・中・特別支援学校は、校長会地域別部会長に報告する。

4 暴風等非常変災時の特別措置に関わる出欠の扱い

(1)全校休業措置をとった場合

① 「臨時休業」に該当し、「授業日数」を減ずる。

② 出席簿の扱いは、出欠欄に縦に朱線を入れ、「非常変災のため」と記入する。「備考」欄には記入しない。

(2)一部休業措置をとった場合

① 同一学年の全学級が、同じ日の「臨時休業」措置をとった場合

ア 「臨時休業」に該当し、「授業日数」を減ずる。

イ 出席簿の扱いは、出欠欄に縦に朱線を入れ、「非常変災のため」と記入する。「備考」欄には記入しない。

② ある学級のみ休業措置を行った場合

ア 「出席停止・忌引等」に該当し、「出席しなければならない日数」から減ずる。

イ 出席簿の扱いは、全ての児童生徒の欄に「ト」と記入し、「特欠」の欄にその日数を記入する。また、指導要録においては、「停忌等」の欄にその日数を、「備考欄」に「非常変災」と記入する。

(3)「家庭の判断」という措置（個人が休んだ時）をとった場合

① 「家庭の判断」で休ませた場合、「出席停止・忌引等」に該当する。また、「家庭の判断」で登校させた場合は、「出席」とする。

② 出席簿の扱いは、該当する児童生徒の欄に、「ト」と記入し、「特欠」の欄にその日数を記

### 第Ⅲ部 風水害対策

入する。また、指導要録においては、「停忌等」の欄にその日数を、「備考欄」に「非常変災」と記入する。

(4) 登校時刻の繰り下げ措置、下校時刻の繰り上げ措置をとった場合。

① 「出席」の扱いとする。「遅刻」または、「早退」扱いにはしない。

#### 《みに・情報》

##### ★竜巻注意情報について

暴風警報や強風注意報は、台風や低気圧、冬型の気圧配置などにより、広い範囲で平均的に強い風が吹いて災害の恐れがある場合に発表されます。これに対して竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台が担当地域（千葉県など概ね一つの県）を対象に発表します。有効期間を発表から1時間としていますが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報を再度発表します。激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られます。

竜巻注意情報が発表された場合には、まず周囲の空の状況に注意を払います。さらに、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなど、身の安全を確保する行動をとります。また、運動会などの人が大勢集まる屋外行事のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し、早めの避難開始を心がける必要があります。

気象庁のホームページ「竜巻注意情報」（<http://www.jma.go.jp/jp/tatsumaki/>）で関東地方の発表状況を参照。

#### 《みに・情報》

##### ★浸水時の歩行

浸水時に歩ける水の深さは、流れがない場合でも成人男性で水深70cm、女性で50cmとされています。この深さになると児童生徒の保護者への引き渡しは不可能です。また、このような状況では、避難中に側溝や水路、マンホールに転落する危険もあります。無理をせず、高所で救援を待ちます。